

第32条の16第3項に関する事項

①	求職者手数料	無料
②	求人者手数料	決定された理論年収額の30%とする(消費税は別途加算)
③	返戻金制度	採用された求職者が本人の責めにより退職した場合には、次の金額を3カ月以内に返戻する 入社1カ月以内に退職の場合: 受領金額の80%(返戻) 入社3カ月以内に退職の場合: 受領金額の50%(返戻) 入社6カ月以内に退職の場合: 受領金額の20%(返戻)

許可届出番号 13-ユ-300029
株式会社シーオーシー